

朝霞第三小学校 PTA活動のしおり

令和7年1月改定

三小PTAとは？

三小PTAとは、児童のしあわせと健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、家庭・学校および社会における教育に関して理解を深め、その教育の振興に努め、さらに人間性を尊重する教育環境と社会環境を実現させるため、家庭と学校が一体となって努力する活動組織です。

(朝三小PTA規約第2章 目的および活動より抜粋)

■PTA会員

保護者 (parent) と教職員 (teacher) で構成されます。

これまでの三小PTAでは「お申し出がない限りは入学または転入と同時に保護者の皆様がPTAに加入」とさせていたしておりました。PTAは任意団体ですので未加入を希望される方は恐れ入りますがPTA執行部 (asa3pta@gmail.com) までご連絡をお願いします。お申し出がない限りは卒業または転出と同時に退会となりますので予めご了承ください、子どもたちのよりよい学校生活のためにご理解とご協力をお願いします。

朝三小PTAでは現在、お子さんが在籍期間中に1回の理事をお願いしております。

(原則お子さん1名につき1回の活動です)

■PTA会費

総会で承認された額を6月頃に現金で徴収します。PTA会費はPTA活動費のほかには学校緑化活動、広報誌作成、卒業生へのお祝い品等へ充てられ、PTA活動を通じて児童に還元されています。

会費の中には埼玉県PTA安全互助会負担金(下記参照)130円も含まれますので、ご協力をお願いいたします。

■埼玉県PTA安全互助会

年度始めに全PTA会員が加入します。一世帯あたり年額130円(損害賠償代金)をPTA会費から保険料として充てています。この保険にはPTA活動中、およびその活動場所と自宅の往復路上での事故による怪我の共済制度、賠償事故のお見舞い金制度等があります。

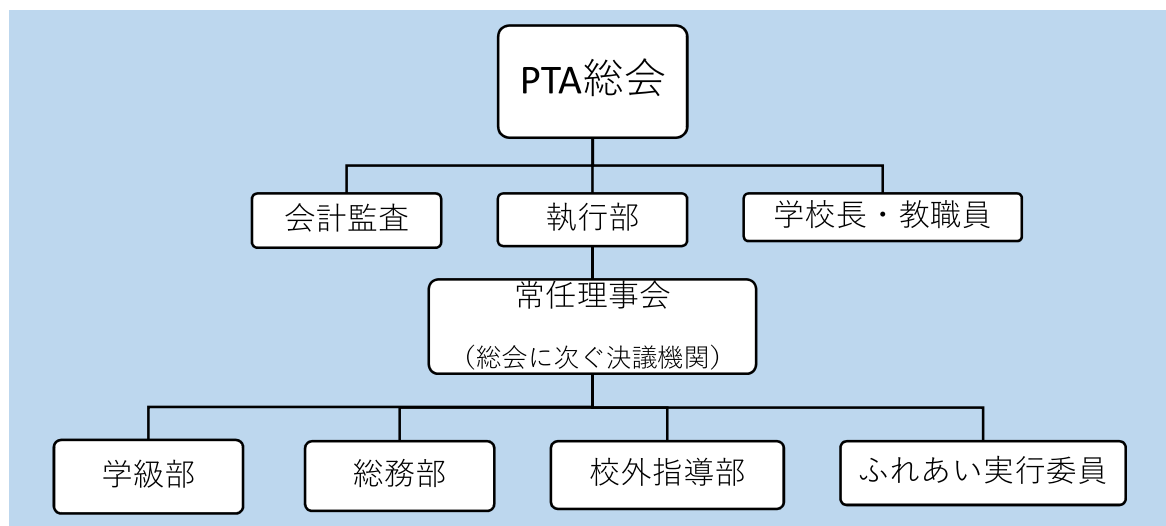
保険の対象者は本校PTA会員(教師を含む)と児童です。連絡窓口は、PTA執行部とします。

1 事故が発生した場合、すみやかにPTA執行部に連絡してください。

2 交付金額については、互助会規定に従います。

注)日本体育・学校健康センター法の定める給付対象となるべき傷害事故の場合は、この保険の対象とはなりません。

■朝三小PTA 組織図



■PTA活動へのご理解・ご協力のお願い

詳細については次ページでご説明しておりますが、すべてのPTA活動は子どもたちの安全な学校生活のために行われています。

一例ですと登校班編成がありますが、三小学区は広域にわたるため、近隣の保護者同士で連携を取りながらお子さんが安全に登校するために登校班を運営しております。

班編成にあたりお住まいの地域の班長から連絡をさせていただくことがありますことを予めご了承ください。

登校班編成をはじめ様々なPTA活動がありますが、保護者の皆様ひとりひとりのご協力のもと運営をしております。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

朝三小PTA活動案内



- ・朝三小PTAは、子どもたちの学校生活が豊かになることを一番の活動目的としています。
- ・参加しやすく、明るく楽しいPTAを作ること、ご理解とご協力に繋がるよう努めます。

～子供たちの学校生活に直結！ 学校行事のサポート～

学級部(学級理事 任期1年) クラスごとに1名選出

- ☐ 学級部会(年2回程度)の出席
- ☐ PTA会費の集金(年1回、児童登校時)
- ☆1～5年生…新学年役員決めの司会
(4月後半の3日間のうち1～2日)
- ☆6年生…卒業対策係

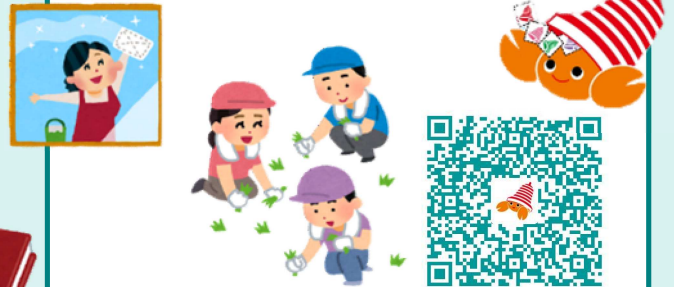
- ・その他 学年会計監査等(学校購入の学用品の監査)



～学校内の環境を整えます～

総務部(総務理事 任期1年) クラスごとに1名選出

- ☐ 総務部会(年2回程度)の出席
- ☐ ベルマーク活動(年1～2回)
- ☐ 環境美化活動(年2～3回程度)の積極的参加



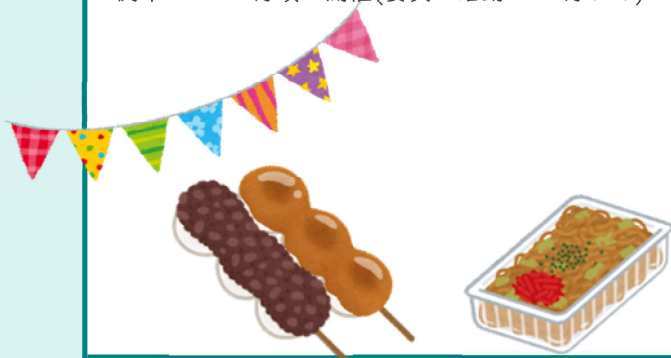
ベルマーク一覧はこちら↑

～地域の方と協力して ふれあいまつりを開催します～

ふれあい実行委員(任期1年) ★ クラスごとに1名選出 ★

- ☐ 会議の出席・準備、後日作業
- ☐ ふれあいまつり当日の運営

- ・例年10～11月頃の開催(委員の活動は12月まで)



～登下校の安全を守ります～

校外指導部(校外指導理事 任期1年) クラスごとに1名選出

- ☐ 校外指導部会(年2回程度)の出席
- ☐ 通学路点検、通学路整備の統括
- ☐ パトロール表の作成



※執行部についてはクラス選出ではなく**事前立候補制**となりました。

ご興味のある方は執行部までお問い合わせください☎

迷っている方の質問なども随時受けつけています！まずは話を聞くだけでも😊

こちらまでお問い合わせください☎



PTA役員についてよくある質問

Q1、PTAは全員がやるんですか。

A 朝霞第三小学校では、全員参加型のPTA活動を実施しています。お子さんの在学中に一度は理事をしていただくようお願いしています。
すべての活動が、子どもたちの学校生活をより良くするためのものです。何卒ご協力をお願いします。
※学校の環境美化活動と運動会の片付け、給食配膳時に着用する白衣の修繕は、保護者全員に参加をお願いしています。

Q2、PTAはどちらか片方の保護者しか参加できませんか。

A そのようなことはございません。ただ、役員履歴の管理上、家庭で代表して1人の保護者の方のお名前でご統一していただいています。（上の子の活動はお父様、下の子の活動はお母様の場合、登録上はお母様のお名前に統一していただかないと、役員履歴に反映されない可能性があります。）

Q3、理事は必ずやらなければなりませんか。

A お子さん1人につき一度は理事を担当して頂くようお願いしています。複数のお子さんが三小に在籍している場合、それぞれのお子さんで理事をご担当頂きます。

Q4、子どもが複数います。上の子で理事を数回すれば、下の子は免除になりますか。

A お子さん1人につき理事を1回ご担当頂きます。1人のお子さんで理事を2回ご担当頂いても、他の兄弟姉妹での理事は免除にはなりません。
お子さんが三人以上いるご家庭では、お子さんの人数と同じ回数の理事をする方もいますが、**【執行部】**を選ぶ方もいます。
二年の任期を満了された後は、**【家庭単位で理事は永年免除】**になります。
(入学予定の未就学児も対象です)。※お友達同士での活動も可能です◎

※執行部について興味がある、検討中、詳しく話を聞きたい、という方は
右記QRコードよりご連絡下さい。
(折り返し会長補佐よりご連絡させていただきます)



Q5、理事の代表、委員長を担当しました。理事代表に再選される可能性はありますか。

A 一度理事で代表、委員長を担当されたお子さんについては、再度理事に就いた際は他の理事でも代表は免除されます(他の兄弟姉妹の際は免除対象にはなりません)。

Q6、下の子で理事をやりたいので、上の子の理事を免除してください。

A ・令和7年度の役員決め(授業参観・懇談会)は下のお子さんから実施予定です。下のお子さんで理事が決定している場合は上のお子さんの役員決めでその旨をお申し出ください。
・お子さんが複数人在籍している場合は、該当のお子さん分のみ理事をして頂きます。
(上のお子さん分と下のお子さん分で同年度に理事を複数引き受けることはできません。)

Q7、妊娠、介護、病気などの理由でPTA活動に参加するのが難しそうです。

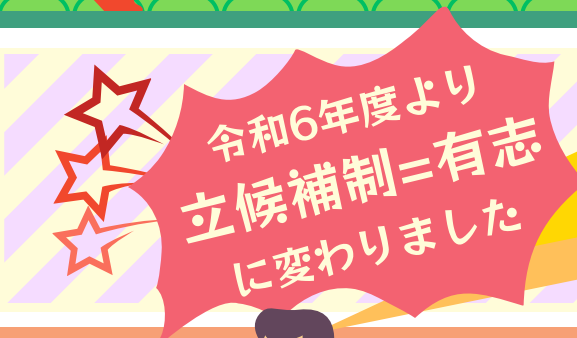
A 新年度に配布される「理事免除申請届」に必要事項をご記入の上ご提出下さい。
(理由についてはクラスには公表されませんが、執行部にて審議とさせていただきます。)
※理事免除申請は基本的には毎年ご提出いただく必要があります。
※複数のお子さんが在籍している場合、学級ごとに提出する必要があります。

Q8、役員決めの日どうしても参加できません。どうしたらいいですか。

A 新年度に配布される役員決めのお知らせの中の「欠席届」に必要事項を記入の上ご提出頂き、希望する理事をご記入下さい。
役員決めの際に発表致します。
※クラス全員が理事経験者の場合二巡目が発生しますが、欠席届で二巡目が免れるということはありません。
※希望の理事になれるかのお約束はできません。
※複数のお子さんの役員決めに欠席する場合、学級ごとに提出する必要があります。
※下のお子さんで理事が決定している場合は上のお子さんの役員決めでその旨をお申し出いただくか、欠席届を役員決め当日までにご提出下さい。

Q9、日本語がむずかしいのでPTA活動が心配です。

A 入学してから、お子さんの先生にきいてください。活動できるかを先生に確認してもらいます。



執行部募集

